

山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会規約

(名称)

第1条 この組織は、「山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本県産米を使った米粉の利用拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 米粉の工業的利用推進及び米粉利用食品取扱店の拡大に関する事業
- (2) オリジナル米粉メニューの普及拡大に関する事業
- (3) 米粉の家庭利用拡大に関する事業
- (4) 事業者と消費者が一体となった消費拡大運動に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は別紙団体の所属員をもって構成する。

2 地域における事業の推進を図るため、各総合支庁域に地域支部を置く。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

2 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

4 監事は、会計を監査する。

(総会)

第6条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業の推進に係る基本方針に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(「やまがた米っ粉クラブ」の設置)

第7条 米粉関係者及び県民が一体となって、本県産米を使った米粉食品の認知度向上及び消費拡大を図る県民運動を展開するために、「やまがた米っ粉クラブ」を設置する。

2 「やまがた米っ粉クラブ」に関する事項については別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を山形県農林水産部6次産業推進課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

別 紙

- 1 山形県農業協同組合中央会
- 2 全国農業協同組合連合会山形県本部
- 3 やまがた食産業クラスター協議会
- 4 山形県パン協同組合
- 5 山形県製麺協同組合
- 6 山形県菓子工業組合
- 7 山形県米菓工業協同組合
- 8 吉田製粉株式会社
- 9 ホテルメトロポリタン山形
- 10 株式会社山形グランドホテル
- 11 山形県麺類飲食生活衛生同業組合
- 12 生活協同組合共立社
- 13 株式会社ヤマザワ
- 14 株式会社おーばんホールディングス
- 15 山形県食生活改善推進協議会
- 16 山形県消費生活団体連絡協議会
- 17 山形大学先端フードテクノロジー研究開発拠点 (AFTEC)
- 18 おいしい山形推進機構
- 19 東北農政局山形県拠点
- 20 山形県

備考

第5条による役員

- (1) 会 長：山形県農林水産部次長
- (2) 副会長：全国農業協同組合連合会山形県本部 米穀部長
吉田製粉株式会社代表取締役社長
- (3) 監 事：やまがた食産業クラスター協議会 事務局長